

## 5. サルの農林水産大臣の検査場所指定要領

指定動物（サル）の農林水産大臣の検査場所指定要領の制定について

平成12年1月18日 12動検甲第65号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第54条の指定動物（サル）を同法第55条第4項ただし書きの規定に基づき農林水産大臣の指定する検査場所で輸入検疫を行う場合における当該検査場所の指定の基準及び指定手続きを別添のとおり「指定動物（サル）の農林水産大臣の検査場所指定要領」として定めたので、了知の上、輸入検疫の実施に遺漏のないようされたい。

なお、都道府県衛生主務部長及び別記あて別途通知したので念のため申し添える。

別 添

### 指定動物（サル）の農林水産大臣の検査場所指定要領

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第55条第4項ただし書の規定に基づく農林水産大臣が指定する検査場所（以下「検査場所」という。）の指定は、本要領の定めるところによる。

#### 1. 指定のための手続

##### (1) 申請書の提出

検査場所の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定動物（サル）の輸入の都度、サルが到着する30日前までに「指定動物（サル）の検査場所指定申請書」（別記様式第1号）1部を、指定を受けようとする検査場所において輸入検疫を担当する支所の支所長（以下「担当支所長」という。検査場所において輸入検疫を行う支所が担当する検査場所の所在地の区域は別紙1のとおり。）に提出する。

ただし、既に指定を受けた検査場所において当該検査場所の指定期間の中にサルを輸入する場合は、輸入の都度の申請書の提出は要しない。

##### (2) 現地調査等の実施

担当支所長は、申請書を受理したときは、家畜防疫官に書類審査及び現地調査を行わせる。現地調査は、指定を受けようとする検査場所について「指定動物（サル）の検査場所指定基準」（別添）の具備状況について行う。

##### (3) 命令書の交付

担当支所長は、現地調査等の結果、検査場所として指定して差し支えないと認めたときは、申請者に「指定を受けた者の責務」（別紙2）を付して命令書を交付する。

#### (4) 指定場所の指定期間

検査場所の指定は、検査場所における輸入検査の都度行うこととするが、サルの輸入を継続して行う場合で、検査場所が別添の基準及び別紙2の事項について継続的に、かつ、確実に適合する場合は、当該場所を指定の日から12ヶ月以内に輸入されるサルの検査場所として指定できる。

#### (5) 指定の報告

命令書の交付を行った担当支所長は、動物検疫所長及びサルの輸入指定港を管轄する支所の支所長にその旨を報告するとともに、検査場所の所在地を管轄する保健所長に、「指定動物（サル）の検査場所の指定について」（別記様式第2号）を通知する。

### 2. 申請事項の変更手続

- (1) 検査場所の指定を受けた者は、当該検査場所指定に係る申請事項を変更するときは、あらかじめ「申請事項の変更届出書」（別記様式第3号）を担当支所長に提出する。
- (2) 担当支所長は、当該届出を受理したときは、家畜防疫官に書類審査及び現地調査（必要と認める場合に限る。）を行わせ、現地調査等の結果、検査場所として指定して差し支えないと認められた場合は、申請者に対し命令書を交付するとともに、1の(4)に準じて報告を行う。
- (3) 「指定申請事項の変更届出書」に係る命令書の交付を受けた者は、先に交付を受けた命令書を速やかに担当支所長に返納する。

### 3. 検査場所の継続指定手続

- (1) 指定期間終了後も同一検査場所において、継続してサルの係留検査を実施しようとする者は、指定期間の満了する30日前までに「指定動物（サル）の検査場所継続指定申請書」（別記様式第4号）1部を担当支所長に提出する。
- (2) 担当支所長は、継続指定申請書を受理したときは、家畜防疫官に書類審査及び現地調査（必要と認める場合に限る。）を行わせ、現地調査等の結果、検査場所として指定して差し支えないと認められた場合は、申請者に命令書を交付する。

### 4. 検査場所の指定の取消し

- (1) 担当支所長は、検査場所が次のいずれかに該当することにより、サルの係留検査を行う場所として適当でないと認められた場合は、検査場所の指定を取消することができる。
  - ア 検査場所が指定基準に合致しなくなった場合
  - イ 検査場所又はその周辺にエボラ出血熱、マールブルグ病、その他のサルの感染症が発生し、係留検査の実施に支障があると認められる場合
  - ウ 検査場所の指定を受けた者が、指示事項の遵守を怠り、係留検査の実施に支障があると認められる場合
  - エ その他の事由により、検査場所における係留検査の実施に支障があると認められる場合
- (2) 検査場所の指定取消を行ったときには、担当支所長は、動物検疫所長及びサルの輸入指定港を管轄する支所の支所長にその旨を報告するとともに、検査場所を管轄する保健所長に通知する。

(3) 検査場所の指定の取消を受けた者は、先に受けた命令書を担当支所長に速やかに返納する。

(別 紙 1)

支所が担当する検査場所の所在地の区域

担当支所	担 当 区 域
成田支所	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県、山梨県
関西空港支所	長野県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(別 紙 2)

検査場所の指定を受けた者の責務

1. 家畜防疫官の指示事項を遵守すること。
2. 「指定動物（サル）の農林水産大臣の検査場所指定基準」の3及び4の事項並びに指定動物（サル）の輸入検疫要領（平成11年12月20日付け11動検甲第1628号）を遵守すること。
3. 輸入者との連絡を密にし、輸入サルの到着予定日、輸入頭数等必要事項を常に把握するとともに係留検査が円滑に実施できるよう準備等を行うこと。
4. 検査場所の指定の際に動物検疫所長が交付する検査場所の指定に関する「表示書」を検査場所の見やすい場所に掲示すること。
5. 検査場所の指定期間が終了した後は直ちに、当該検査場所の指定に関する命令書を返納すること。
6. 指定動物（サル）の検査場所指定申請に係る関係書類を適切に保管し、家畜防疫官の求めがあった場合には提示すること。

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所

氏 名

印

指定動物（サル）の検査場所指定申請書

下記の場所を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年第114号）第55条第4項ただし書きの規定に基づく検査場所として指定願いたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請場所

(1) 所在地

(2) 名称

(3) 係留施設の内容（棟ごとに面積、収容可能頭数を記載するとともに、これらの合計を記載すること。）

ア 係留室の数

イ 係留室の面積

ウ 収容可能頭数

エ その他

(4) 責任者氏名

2 参考事項

(1) 輸入計画（サルの種、用途、仕出国、輸入予定年月日、輸入予定頭数等）

(2) その他

3 添付書類

(1) 申請場所の周辺図

(2) 申請場所の全面図

(3) 係留施設の見取り図（立面図、平面図）及び設計図

(4) 標準作業手順書

記入注意：氏名を自署する場合には押印を省略することができる。

平成 年 月 日

( ) 保健所長 殿

農林水産省動物検疫所 ( ) 支所長

指定動物（サル）の検査場所の指定について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第55条第4項ただし書きの規定に基づき下記の場所を農林水産大臣の指定する検査場所として指定したのでお知らせします。

記

1 検査場所の申請者

住 所  
氏 名

2 検査場所の名称、所在地及び責任者

名 称  
所在地  
責任者

3 検査場所の内容

- (1) 係留室の数
- (2) 係留室の面積
- (3) 収容可能頭数
- (4) その他

4 輸入計画（サルの種類、用途、仕出国、輸入予定年月日、輸入予定頭数等）

5 指定年月日及び指定番号      平成 年 月 日

6 指定期間                      平成 年 月 日から  
                                    平成 年 月 日まで

7 その他（新規、継続、再指定）

8 継続指定の場合、前回指定期間中の入検回数                      回

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所  
氏 名 印

申請事項の変更届出書

平成 年 月 日交付を受けた命令書に係る検査場所の申請事項を下記のとおり変更したいので届け出いたします。

記

1 指定年月日及び指定番号

2 指定期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

3 変更内容

4 その他

記入注意：氏名を自署する場合には押印を省略することができる。

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所  
氏 名 印

指定動物（サル）の検査場所継続指定申請書

平成 年 月 日付け農林水産省 動検 第 号により下記の場所を輸入サルの検査場所として指定を受けていますが、継続して検査場所として指定を受けたいので申請します。

記

1 申請場所

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 係留施設の内容（棟ごとに面積、収容可能頭数を記載するとともに、これらの合計を記載すること。）
  - ア 係留室の数
  - イ 係留室の面積
  - ウ 収容可能頭数
  - エ その他
- (4) 責任者氏名

2 参考事項

- (1) 輸入計画（サルの種類、用途、仕出国、輸入予定年月日、輸入予定頭数等）
- (2) その他

記入注意：氏名を自署する場合には押印を省略することができる。

(別 添)

## 指定動物（サル）の農林水産大臣の検査場所指定基準

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第54条において規定する指定動物（以下「サル」という。）を同法第55条第4項ただし書の規定に基づき農林水産大臣の指定する検査場所（以下「検査場所」という。）で検査する場合における検査場所の施設等の基準は次のとおりとする。

### 1 検査場所の所在地

検査場所の所在地は、当該指定場所において輸入検疫を担当する動物検疫所から日帰りの行程（航空機を利用する場合を含む。）で所定の業務を完了することができる地域内とする。

### 2 検査場所の施設の構造及び設備の基準

#### (1) 施設の構造

ア 「受入れ室」、「検収室」、「前室」、「係留室」、「収容ケージ」、「診療場所」、「更衣室」、「シャワー室」、「解剖場所」を有し、輸入サルは「受入れ室」から搬入され「検収室」を経た後「前室」を経て「係留室」に搬入される構造であること。また「隔離室」を有することが望ましい。

イ 係留施設は、囲障、外壁、隔壁等により外部から隔離されるとともに、動物及び関係者以外の者が容易に侵入できない構造であること。係留施設は、建築物の一部分に設けることも可とする。

ウ 施設の各室の基準は次のとおりとする。

#### (ア) 受入れ室

① 輸送箱からサルを取り出す作業を行うための場所をいう。

② 逃亡防止

サルの習性を考慮した逃亡防止のための構造、施設を有し、出入扉は施錠できること。

③ 消毒

床、側壁、天井、出入扉は洗浄、消毒が可能であること。また、排水が床に溜まらないよう配慮されていること。なお、これらの材質としては耐水性、不浸透性のものを使用していることが望ましい。

④ 給水

給水のための設備を有するか、隣接する部屋等から給水できる構造であること。

⑤ 排水

排水のための設備を有すること。

⑥ シーリング

窓は開かない構造とし、床、側壁、窓の隙間はシールすること。

#### (イ) 検収室

① 検収作業を行うための部屋をいう。検収室は受入れ室と接していること。また、受入れ室と兼用とすることも可とする。

② 逃亡防止

サルの習性を考慮した逃亡防止のための構造、施設を有し、出入扉は施錠できること。

③ 消毒

床、側壁、天井、出入扉は洗浄、消毒が可能であること。また、排水が床に溜まらない



よう配慮されていること。なお、これらの材質としては耐水性、不浸透性のものを使用していることが望ましい。

④ 給水

給水のための設備を有するか、隣接する部屋等から給水できる構造であること。

⑤ 排水

排水のための設備を有すること。

⑥ シーリング

窓は開かない構造とし、床、側壁、窓の隙間はシールすること。

(ウ) 前室

① サルの逃亡防止及び係留室での作業の準備をするため部屋をいう。検収室と兼用することも可とし、係留室ごとに設置するのが望ましい。

② 逃亡防止

サルの習性を考慮した逃亡防止のための構造、施設を有し、出入扉は施錠できること。

③ 消毒

床、側壁、天井、出入扉は洗浄、消毒が可能であること。また、排水が床に溜まらないよう配慮されていること。なお、これらの材質としては耐水性、不浸透性のものを使用していることが望ましい。

④ 給水

給水のための設備有するか、隣接する部屋等から給水できる構造であること。

⑤ 排水

排水のための設備を有すること。

⑥ 給排気

排気のための設備を有すること。

⑦ シーリング

窓は開かない構造とし、床、側壁、窓の隙間はシールすること。

(エ) 係留室

① 収容ケージを設置する部屋をいう。係留室は前室と接していること。複数の収容ケージを収容することも可とする。

② 前室から係留室の内部が観察できる構造であること。

③ 逃亡防止

サルの習性を考慮した逃亡防止のための構造、施設を有し、出入扉は施錠できること。

④ 消毒

床、側壁、天井、出入扉は洗浄、消毒が可能であること。また、排水が床に溜まらないよう配慮されていること。なお、これらの材質としては耐水性、不浸透性のものを使用していることが望ましい。

⑤ 給水

給水のための設備を有すること。

⑥ 排水

排水のための設備を有すること。

⑦ 給排気

排気のための設備を有すること。

⑧ シーリング

窓は開かない構造とし、床、側壁、窓の隙間はシールすること。

(オ) 収容ケージ

- ① 移動式あるいは固定式で、係留するサルを原則として1頭ずつ収容できるものとする。ただし、サルの種類、年齢等を考慮して複数頭数を収容することも可とする。また、ケージの外から観察しやすい構造とすること。
- ② 収容予定のサルの生理、生態、習性及び収容予定頭数等に応じた十分な面積、適正な構造、数量を有すること。
- ③ 保定するための装置をつけるのが望ましい。
- ④ 逃亡防止  
サルの習性を考慮した逃亡防止のための構造、施設を有し、出入扉は施錠できること。
- ⑤ 消毒  
床、側壁、天井、出入扉は洗浄、消毒が可能であること。また、排水が床に溜まらないよう配慮されていること。なお、これらの材質としては耐水性、不浸透性のものを使用していることが望ましい。
- ⑥ 動物の接触防止  
収容ケージは、同一ケージに収容されているサル以外のサルとは、接触できない構造、配置であること。

(カ) 診療場所

- ① 臨床検査、検査材料の採取、獣医師による診療等を行う場所をいう。係留室毎に設け、係留室、前室のいずれかに接していること。
- ② 係留室又は前室（係留室毎に設けられている場合に限る。）と兼用とすることも可とする。
- ③ 逃亡防止  
サルの習性を考慮した逃亡防止のための構造、施設を有し、出入扉は施錠できること。
- ④ 消毒  
床、側壁、天井、出入扉は洗浄、消毒が可能であること。また、排水が床に溜まらないよう配慮されていること。なお、これらの材質としては耐水性、不浸透性のものを使用していることが望ましい。
- ⑤ 給水  
給水のための設備を有するか、隣接する部屋等から給水できる構造であること。
- ⑥ 排水  
排水のための設備を有すること。
- ⑦ シーリング  
窓は開かない構造とし、床、側壁、窓の隙間はシールすること。

(キ) 隔離室

- ① サルの伝染性疾病のまん延の防止等を目的としてサル等の隔離を行う係留室をいう。
- ② 逃亡防止  
サルの習性を考慮した逃亡防止のための構造、施設を有し、出入扉は施錠できること。
- ③ 消毒  
床、側壁、天井、出入扉は洗浄、消毒が可能であること。また、排水が床に溜まらないよう配慮されていること。なお、これらの材質としては耐水性、不浸透性のものを使用していることが望ましい。

- ④ 給水  
給水施設を有するか、隣接する部屋等から給水できる構造であること。
- ⑤ 排水  
排水のための設備を有すること。
- ⑥ 給排気  
排気のための設備を有すること。
- ⑦ シーリング  
窓は開かない構造とし、床、側壁、窓の隙間はシールすること。

(ク) 更衣室

(ア)～(キ)と一体的に配置されていること。

(ケ) シャワー室

(ア)～(キ)と一体的に配置されていることが望ましい。

(コ) 解剖場所

- ① 明らかな事故以外で死亡したサルについて、精密検査材料を採取するため場所をいう。
- ② 係留室又は前室（係留室毎に設けられている場合に限る。）と兼用とすることも可とする。
- ③ 消毒  
床、側壁、天井、出入扉は洗浄、消毒が可能であること。また、排水が床に溜まらないよう配慮されていること。なお、これらの材質としては耐水性、不浸透性のものを使用していることが望ましい。
- ④ 給水  
給水施設を有するか、隣接する部屋等から給水できる構造であること。
- ⑤ 排水  
排水のための設備を有すること。
- ⑥ 解剖台  
精密検査材料を採取するための解剖台を有すること。
- ⑦ 給排気  
排気のための設備を有すること。

(2) 施設の設備

ア 施設には「給水」「排水」、「給排気」、「解剖台」のほか「冷蔵・冷凍」、「滅菌」を行う設備を有すること。また、「焼却」を行う設備については、有することが望ましい。

イ 施設の設備の基準は次のとおりとする。

(ア) 給水

洗浄用等の水を供給する設備をいう。

(イ) 排水

汚水を消毒又は滅菌できる設備又は装置をいう。

(ウ) 排気

- ① 係留室の空気が前室等に逆流しないよう配慮した構造を有した設備とする。
- ② 係留室からの排出空気は、HEPAフィルターにより濾過すること。

(エ) 解剖台

汚水、血液等が飛散ないように配慮した構造を有した設備とする。

(オ) 冷蔵・冷凍

精密検査材料、死体、その他の汚物等を保管する冷蔵庫及び冷凍庫とする。

(カ) 滅菌

汚染の可能性のある廃棄物を滅菌するための加熱蒸気滅菌器（オートクレーブ等）等とする。

(3) その他

エボラ出血熱等の病原体の拡散を防止する効果を有する措置がとられているものとして家畜防疫官が認める場合は、前記(1)及び(2)に掲げた排気設備等に対する基準は緩和することができる。

3 申請者の責務

(1) 関係法令に係る許可等

指定を受けようとする施設の申請者（以下「申請者」という。）は、建築基準法等の関係法令の規制に係る必要な手続きを完了するとともに、土地、施設の所有区分の確認が行われていること。

(2) 管理運営記録の作成・保管

施設の設置に係る関係法令手続に関する書類、設備の保守点検状況及び管理責任者、飼養管理者、獣医師の従事状況、その他施設の管理運営に関する記録を作成し保管すること。

(3) 輸送

到着空港から施設までサルを輸送する際には、輸送中の汚物等の飛散及びサルの逃亡を防止するため隔離状態が維持できる輸送車を使用すること。

(4) 獣医師の確保

申請者は、係留中のサルの診療・保健衛生指導を行う専任又は担当獣医師を確保すること。ただし、継続して指定を受けない施設については、往診診療を行う獣医師をあらかじめ確保することで可とする。

(5) 管理責任者の配置

申請者は、衛生管理及び安全の保持に関する知識及び経験を有する管理責任者を配置すること。この場合、申請者が管理責任者となることも可とする。

(6) 飼養管理者の配置

申請者は、係留期間中にサルの飼養管理を行う飼養管理者を配置すること。この場合、申請者又は管理責任者が飼養管理者となることも可とする。

(7) 施設の維持管理

係留検査の根拠となる法令（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等）及び動物検疫所の指示を十分理解し、施設の維持管理、係留中のサルの飼養管理等を適正に実施すること。

(8) 施設の標示

施設の入りに口に「サルの検疫施設である旨及び関係者以外立入禁止、管理責任者の氏名、連絡先」を標示すること。

(9) 備品の確保

エボラ出血熱等の病原体の暴露を防止できる防護具を準備すること。

(10) 標準作業手順書の作成

指定を受けようとする施設において標準作業手順を定め、これを書面とするとともに、飼養管理者等の関係者に周知、遵守させること。

(11) 事故時の対応マニュアルの作成

指定を受けようとする施設においては、事故時の対応マニュアルを定め、これを書面とするとともに、飼養管理者等の関係者に周知させること。

(12) 管理者等への研修の実施

指定を受けようとする施設においては、飼養管理者又は飼養管理者になろうとする者に対して、指定に先立って標準作業手順、事故時の対応について研修を行うこと。研修内容は随時見直すとともに、飼養管理者を対象に少なくとも年1回研修を実施すること。

(13) 動物検疫所の行う研修の受講

指定を受けようとする施設においては、管理責任者又は管理責任者になろうとする者に対して指定に先立って動物検疫所の行う霊長類の検疫制度等に関する研修を受けさせること。ただし、やむを得ない場合は、指定を受けた後に速やかに受講させること。

4 管理責任者の責務

(1) 関係法令に係る手続き

輸入申請に先立ちサルへの輸入に関する関係法令に基づく必要な手続きを完了するとともに、受託するサルを収容しようとする場合は、関係法令手続きについて確認すること。

(2) 家畜防疫官による検査への協力

定期又は随時実施される家畜防疫官の立入検査に協力するとともに、求めに応じて観察記録等の係留検査に関する書面を直ちに提出すること。

(3) 搬入

輸送車から係留室にサルを搬入する場合、当該検疫単位以外のサルと接触しないよう隔離状態を保持すること。

(4) 侵入・逃亡防止等

施設は施錠し、サルの逃亡、盗難に十分留意すること。

(5) 係留動物の取扱い

ア 同一係留室には、同一検疫単位のサル以外のサルは収容しないこと。

同一検疫単位とは、同一搭載機で輸送されたサル及び申請者の申し出により係留室を共有するサル等をいう。

イ 受入れ室、検収室及び前室には、検疫単位の異なるサルを同時に収容しないこと。

ウ 施設内で複数の検疫単位の管理を行う場合、飼養管理者は、異なる検疫単位間の交差汚染を防止する措置を講ずること。

エ 係留室に入室及び退出する際には、踏み込み消毒槽で長靴を消毒すること。

オ 飼養管理者は、当該施設内で検疫中以外のサルを取り扱わないこと。

ただし、検疫中以外のサルの飼養管理をやむを得ず行う場合は、交差汚染の防止措置について家畜防疫官が指示を行った上でこれを認めることとする。

カ 係留中のサルを係留施設外へ持ち出さないこと。

キ 係留検査中は、検疫を受けるサル以外の動物を係留施設内に持ち込まないこと。

ク 前室が検収室と兼用とされており、かつ、前室が係留室毎に設置されていない場合、当該前室兼検収室には、係留室にいる同一検疫単位以外のサルを収容しないこと。

(6) 飼料、資材等の搬出入

飼料、資材等の搬出入にはパスボックスを使用する。

ただし、パスボックスがない場合は、飼料、資材等の搬出入口を特定するものとする。

(7) 材料、死体、汚物、汚水等の取扱い

ア 係留中のサルについて、血液等を材料とした感染症に対する検査を自主的に行う施設にあっては、材料を施設外へ持ち出す際は、家畜防疫官の指示のもと密閉容器に収容後、外装を消毒

すること。

イ 材料の運搬は、原則として申請者が選任した者が直接行うこと。ただし、やむを得ない場合は、家畜防疫官の指示に従うこと。

ウ 精密検査材料、死体及びその他の汚物等を係留室から持ち出す際には、密閉容器又は二重のビニール袋で密閉し外装消毒を行うこと。この場合、外装消毒は前室で行うものとする。

エ 精密検査材料、死体及びその他の汚物等を保管する場合は、密閉した状態で施設内の冷蔵庫又は冷凍庫で保管すること。

オ 精密検査材料の残物及びその他の汚物等は、オートクレーブで滅菌処理すること。

カ ただし、死体等オートクレーブで処理できないものは、施設内の焼却炉で密閉状態のまま焼却すること。

キ さらに、施設内に焼却炉の設置ができない等の理由で、施設外において焼却処分する場合は、密閉容器に入れ外装を消毒し、申請者が選任したものが直接焼却場に運搬し処分するか又は「取

扱注意」の標示をした上で廃棄物業者に委託して処分すること。

ク なお、不要となった輸送箱のうち、施設内の焼却炉で焼却できない場合は、汚物をできる限り取り除いた上で、消毒を行った後、シート等で外装し、申請者が選任したものが直接焼却場

に運搬し処分するか又は「取扱注意」の標示をした上で廃棄物業者に委託し処分すること。

ケ 汚水を施設外に排出する場合は、消毒又は滅菌処理を行うこと。

コ エボラ等発生時の材料、死体、汚物、汚水等の取扱いは別途要領で定める。

#### (8) 衛生管理

係留室等は、検疫動物の搬出後に消毒を行うこと。

また、衛生害虫、鼠属等の駆除を定期的に行うこと。